

○ 安全・安心を支えるまちづくり

(1) 災害に強いまちづくりの推進

◇ 建築物・民間鉄道施設の耐震化、密集市街地整備

(国土交通省・総務省)

【本市の提案・要望】

- 建築物の耐震化を促進するための制度拡充及び財源の確保
- 民間鉄道施設の耐震化を促進するための制度拡充及び財源の確保
- 密集市街地整備を推進するための制度拡充及び財源の確保

【現状・課題】

- 平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、大阪市内で震度 6 弱を観測し、今後も南海トラフ巨大地震や直下型地震の発生が危惧され、甚大な被害が想定されている。平成 28 年に発生した熊本地震では、新耐震基準以前に建築された住宅や、鉄道施設等が大きな被害を受けており、住宅の倒壊防止をはじめ、多数の市民が利用する建築物・鉄道の耐震性や、密集市街地の防災性を高めることの重要性が再認識されたところであり、建築物・民間鉄道施設の耐震化や、密集市街地の整備に着実かつ早急に取り組む必要がある。

(建築物の耐震化の促進)

- 民間住宅や、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化を促進するとともに、東日本大震災における吊り天井の脱落被害を踏まえ、市設建築物の吊り天井脱落対策の着実な推進を図る必要がある。
- そのため、社会資本整備総合交付金の基幹事業である「住宅・建築物安全ストック形成事業」における民間住宅の耐震改修費補助等の補助要件の緩和や耐震化を総合的に行う事業の補助限度額の引き上げ、及び「耐震対策緊急促進事業」における耐震改修費補助に対する補助率の引き上げが可能となるよう、制度拡充及び財源の確保が必要である。
- また、「住宅・建築物安全ストック形成事業」における市設建築物の天井の耐震改修に関する対象建築物に係る要件の緩和や補助対象限度額の撤廃、補助率の引き上げが可能となるよう、制度拡充及び財源の確保が必要である。

(民間鉄道施設の耐震化の促進)

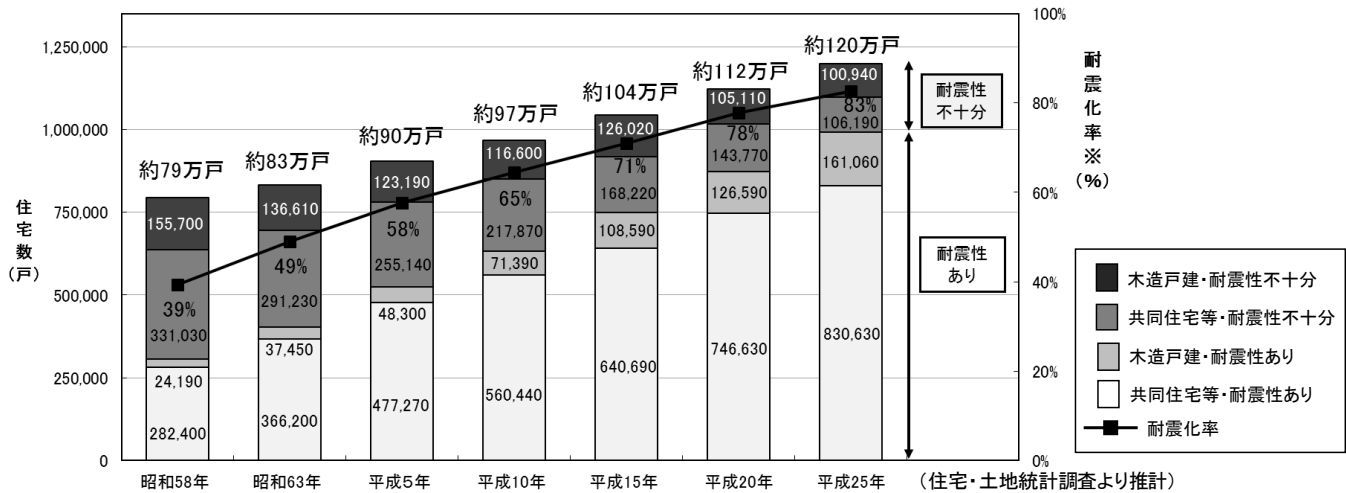
- 民間鉄道事業者が国の基準に基づき行う鉄道施設の耐震化の促進を図るため、民間鉄道施設の耐震改修費補助に係る地方負担額への起債充当を可能とする制度拡充及び財源の確保が必要である。

(密集市街地整備の推進)

- 本市では、国が住生活基本計画（全国計画）において改善整備を推進している「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積が最も広く、全国の 3 割（平成 30 年度末時点）を占め、「密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、地域特性に応じた密集市街地整備の推進に取り組んでおり、今後、より一層の防災性の向上を着実に図る必要がある。
- そのため、社会資本整備総合交付金の基幹事業である「住宅市街地総合整備事業」における老朽住宅の建替えや除却等に対する補助制度の補助率の引き上げが可能となるよう、制度拡充及び財源の確保が必要である。
- また、都市の防災骨格を形成する都市計画道路事業について、「密集市街地総合防災事業」における重点的な財源配分の継続及び交付金制度における重点的な財源配分の復活が必要である。

担当：都市整備局・都市計画局・建設局

○民間住宅の耐震化率の推移



※「大阪市耐震改修促進計画」（平成 28 年 3 月策定）において、民間住宅の耐震化率を令和 7 年までに 95%とする目標を定めている。（平成 27 年の推計値は 85%）

○特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令の概要

耐震補強の対象・地域	耐震補強の目標年度
一日あたりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区の橋りょう等	令和4年度まで
一日あたりの平均乗降客数が1万人以上のターミナル駅	令和4年度まで
緊急輸送道路等と交差・並走する線区の橋りょう等	令和4年度まで

※首都直下地震及び南海トラフ地震で震度 6 弱以上が想定される地域が対象

○大阪市の密集市街地及び防災骨格を担う都市計画道路



平成 24 年度に設定した「地震時等に著しく危険な密集市街地」（約 1,300ha）

上記のうち、令和元年度末時点で整備水準に達した街区（約 384ha）

密集市街地において防災骨格を担う都市計画道路（事業中）
令和元年度末時点

番号	都市計画道路名
①	尼崎堺線
②	津守阿倍野線
③	木津川平野線
④	尼崎平野線
⑤	生野線
⑥	豊里矢田線（生野）

密集市街地において防災骨格を担う都市計画道路（未着手）
うち、令和 7 年度までに事業着手へ向け取り組むこととしている都市計画道路（未着手）

番号	都市計画道路名
⑦	生玉片江線(桃谷)